平成２５年（フ）第３２号
東京都大田区矢口１―24―９―302、住民票上の住所千葉県船橋市前原東５丁目10―30―407
債務者　堀江　祐史
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３号
東京都品川区西五反田３丁目６―７―903
債務者　今井　良晴
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４号
埼玉県川口市大字伊刈1540―１―102
債務者　七戸　昭悦
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７号
東京都港区港南３丁目１―26―412
債務者　宮本　　実
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８号
東京都目黒区中目黒１丁目９―22―402
債務者　森　加代子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９号
千葉県野田市柳沢235―２　フラワータウンA103
債務者　関口　一美
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３号
東京都世田谷区深沢５丁目５―14―405
債務者　星　　徳光
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４号
東京都品川区北品川２丁目２―15　品川荘２―Ｊ号室
債務者　南薗ノブ子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５号
埼玉県富士見市ふじみ野西１―４―１―307、住民票上の住所埼玉県志木市柏町５丁目18―５―301
債務者　友重　　宙
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６号
東京都台東区根岸３丁目１―９―305
債務者　飯高　史子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７号
東京都中野区中央２丁目２―３―106
債務者　黒川　昌俊
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０号
東京都北区中里３丁目17―18―102
債務者　池田　守利
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２号
東京都豊島区東池袋２丁目38―19　ＶＩＤＡ＃014―802、住民票上の住所埼玉県狭山市柏原3604―14―138―２
債務者　大島　隆晴
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８号
埼玉県さいたま市中央区大戸６丁目８―16―202
債務者　加塩ゆかり
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９号
東京都練馬区西大泉５丁目25―16
債務者　鈴木　香代
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部